

12項目 かいこ やといど  
解雇・雇止め

かいこ  
解雇された場合どうしたらいいのでしょうか？

クビだよ。明日  
から来なくて  
いいよ。

理由は何ですか？  
何日付けの解雇  
ですか？  
文書でください。



かいこりゆう  
・解雇理由や解雇日を書面でもらうとともに、「就業規則(p10)  
参照」の決まりを確認し、本当にあてはまるのか考えましょう。

ふとう  
かいこ  
かいこてっかい  
・不当な理由による解雇だから解雇撤回(取り消すこと)を求めた  
いなどの場合は、会社に意思表示をする、相談機関(p38参照)  
に相談するなどの対応が考えられます。

・ただし、あなた自身が何を求めるかを考えることが大切です。  
(例:不当な理由による解雇について争う、退職してより良い会  
社を探す、など…)

かいこ  
解雇とは？

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

解雇は「客観的に合理的で社会通念上相当な理由」がなければできません。

⇒「社会の常識にかなった納得できる理由」でなければ解雇はできません。

※契約の期間に定めのある契約（契約社員など）の場合、その期間は、労働者と会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「やむを得ない理由」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。予告がない場合は(30日-解雇日までの日数)分の平均賃金(1日あたりの賃金の平均)を支払う必要があります。

やといど  
雇止めとは？

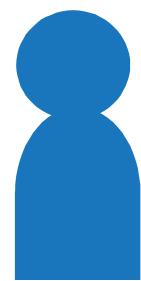
期間に定めのある契約（契約社員など）で働いている労働者が、契約の期間が終わる時に、次の契約を新たに結びたい（更新したい）と会社に申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ること。

労働者



更新したいです！

会社



不成立!!!

更新できません！

会社は更新するか、しないかを決める「基準」  
を労働者に示さなければなりません。

## 13項目 退職

「**辞表**」「**退職届**」「**退職願**」のちがいって？



「**辞表**」や「**退職届**」は、「会社の意思」とは関係なく、**退職する**という強い意思表示です。

会社の**同意**は必要ありません。  
ただし、**撤回**（取り消すこと）も  
できないと考えられています。



「**退職願**」は「**退職のお願い**」なので、会社の**同意**が必要です。  
会社が**退職**に**同意**する前であれば、**撤回**できると考えられています。



**退職とは？**

労働者が自らの意思で、一方的に会社を辞めること。



◆期間の定めのない労働契約（正社員など）における退職

いつでも退職することができます。

退職の意思表示をした日から2週間経てば、労働契約が終了します。

会社の同意がなければ退職できないというものではありません。

就業規則（p10参照）などに「退職の1か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、円満に（争いなく）退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。

◆期間の定めのある労働契約（契約社員など）における退職

原則、期間の途中では退職できません。

ただし、「やむを得ない理由（重大な病気やケガ）」がある場合は辞めることができます。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、円満に退職しましょう。

また、契約の期間が1年を超える契約で、働き出してから1年を超えた日以降は、契約の期間に決まりがあってもいつでも退職できます。



**ポイント !!**

**— 退職勧奨 —**

退職勧奨とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を勧めることがあります。

あくまでも「退職を勧めているだけ」ですので、断ることもできます。

解雇（p30参照）とは違うということを覚えておきましょう。

## 第4章 まとめワーク

下の□から適切な言葉を選んで穴埋めをしましょう！

Q1 解雇とは、□が一方的に□を辞めさせることです。

☞ P31 をチェック

Q2 雇止めとは、期間の定めのある契約で働く労働者が、契約期間終了時に、  
契約の□を申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ることです。

☞ P31 をチェック

Q3 □ 労働契約は、いつでも退職することができます。

会社の□がなければ退職できないというものではありません。

☞ P33をチェック

Q4 □ 労働契約は、原則、期間の途中では退職できません。

☞ P33をチェック

Q5 □ とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を  
勧めることを言い、労働者は□ことができます。

☞ P33をチェック

期間の定めのある / 断る / 労働者 / 会社 / 退職勧奨

期間の定めのない / 更新 / 同意



# コラム



ろうどうくみあい  
**労働組合**

労働組合とは、労働者が働く上での権利を守つたり、労働条件（給料や働く時間など）をより良い方向に改めるために自主的に作る団体です。

会社と交渉（団体交渉）をする中で、会社と労働組合で取り決め（労働協約）を結ぶこともあります。



## チェック!

！ 団結権だんけつけん : 労働組合を結成する権利けっせい

！ 団体交渉権だんたいこうしょうけん : 団体交渉を行う権利だんたいこうしょう

！ 団体行動権だんたいこうどうけん : 要求実現のために、団体で行動ようきゅうじつけん

ま  
(ビラ撒きやストライキなど)をする  
権利